

## ○ 京都府議会個人情報保護条例施行規程 第29条第1項に規定する保有個人情報等

(令和5年3月31日)

京都府議会個人情報保護条例施行規程（令和5年3月31日制定）  
第29条第1項に規定する保有個人情報、その提供の方法等を次のとおり定め、令和5年4月1日から施行する。

令和5年3月31日

京都府議会議長 菅 谷 寛志

番号	口頭により提供することができる保有個人情報		提供の方法	提供する期間	提供する場所
	提供する保有個人情報の内容	提供する保有個人情報の種類			
1	会計年度任用職員採用選考試験	総合ランク	閲覧	合格発表の日から起算して1箇月間	京都府議会事務局総務課

会計年度任用職員採用選考試験に係る個人情報の開示に関する要綱（令和2年2月14日制定）は、令和5年3月31日限り廃止する。